

計画作成について**Q 1 自社ソフトでケアプランを作成する場合**

- ① 7月から継続のケアプラン（現行が6月末で期間が切れるもの）についても、利用者基本情報、基本チェックリストの提出が必要でしょうか。
- ② 7月からのケアプランについては6月中の作成となるので、マカセルで作成して提出するとうことでいいでしょうか。
- ③ 7月以降に自社ソフトでケアプランを作成する際に、支障が出た場合（ソフトがうまく動かない等）はとりあえずマカセルで作成し、提出してもよいでしょうか。

A 1 ① 現行のケアプラン期間が6月末までの場合において、要支援認定有効期間が6月末に終了する場合と有効期間が7月以降に終了する場合があります。

要支援認定有効期間が6月末に終了する場合は、利用者基本情報を改めて作成し提出をお願いします。基本チェックリストについては、提出の必要はありません。

要支援認定有効期間が7月以降に終了する場合は、利用者基本情報と基本チェックリストの提出の必要はありません。

利用者基本情報と基本チェックリストの提出時期は以下のとおりです。

- ・利用者基本情報：初回ケアプラン作成時又は認定更新時に作成し提出
 - ・基本チェックリスト：事業対象者の判断において使用
- ② 7月からサービス利用開始の場合で、6月中にケアプランを作成する場合は、これまでどおりマカセルで作成して提出をお願いします。7月からサービス利用開始の場合でも7月にケアプランを作成する場合については、自社ソフトでのケアプラン作成をお願いします。
 - ③ 7月以降に自社ソフトが何らかの障害により作成できなかった場合は、マカセルで作成しても差し支えありませんが、マカセルの使用は総合事業開始に合わせて使用ができなくなりますので、速やかに自社ソフトでの作成ができるよう処理をお願いします。

【解説】

- ・基本チェックリストは、平成28年4月に施行された介護保険法の介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）で定められています。総合事業開始に伴い基本チェックリストは、事業対象者の判断において使用することとなります。

【参照】

- ・ケアマネジメントマニュアルP 5, 15

給付管理について

Q 2 給付管理票（紙＋CSVデータ）を提出となっていますが、実績報告書も従来通り提出でよいでしょうか。明細書がないので初回加算対象者について実績報告書がないと分からないかと思えます。請求書も従来通りでよいでしょうか。

A 2 介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の委託料支払については、これまで通り、実績報告書と請求書を提出していただく必要があります。様式や記載方法については、委託業務に関する一部変更契約書の締結の際に、ご連絡させていただきます。

日割り請求について

Q 3 訪問型サービス（第1号訪問事業）

日割り請求について、体調不良や、外出の用事が出来た等で訪問が休みになった場合、日割り計算となりますか。また、入院は日割り事由に該当しますか。

A 3 日割り請求にかかる適用については、基本的には、これまでの介護予防訪問介護と同様の考え方となります。介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（平成27年3月31日厚生労働省事務連絡）の資料9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」をご参照ください。

※平成28年6月16日付28介護第818号通知においても、介護予防・日常生活支援事業日割り請求にかかる適用について抜粋掲載しています。

したがって、今回の質問内容は日割り適用の該当事由とはなりません。また、入院に関しては、利用者との契約解除の有無等で日割り事由に該当するか判断することになります。